

## 阿武町地域活性化起業人（企業派遣型）募集要領

阿武町では、総務省の地域活性化起業人制度を活用し、本町が掲げる「選ばれる町をつくる」ため、本町の基幹産業である第一次産業の生産者を軸にした阿武町の魅力や価値の向上、観光客誘客、地域内の経済循環につながる取り組みを行います。この取り組みに協力いただける企業を次のとおり募集します。

### 1 地域活性化起業人制度概要

三大都市圏に所在する企業等の社員が、その知見やノウハウを活かし、一定期間、地方自治体において、地域独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化、観光客誘致につながる業務に従事することに対し、総務省が支援を行う制度です。

### 2 事業概要

本町と派遣元企業との間で、派遣条件等について協定を締結したうえで、派遣元企業の社員（以下「派遣社員」という。）を派遣していただきます。派遣社員は、そのノウハウや知見を生かし、「3 業務内容等」に従事していただきます。

### 3 業務内容等

派遣社員は、「第一次産業」を中心とした本町の魅力や価値の向上及び地域経済の活性化に資する事業活動の推進のため、観光組織「一般社団法人あぶナビ」の事務局として、次に掲げる基本的事項の業務に従事するものとします。

具体的事項の業務については、各年度の開始日までに業務計画書を作成することとします。

#### （1）阿武町版 DMO「一般社団法人あぶナビ」の運營業務

時流を捉えた事業計画の策定、視察調整、事例分析、イベントや体験プログラムのサポート、まちの縁側拠点施設「ABUキャンプフィールド」への集客補助、人材教育等を行っていただきます。

また、活動資金となる補助金申請、スポンサーを募るといった活動や企業や他エリアの観光団体との連携等、派遣期間終了時にあぶナビが資金面、人材面の両面で自走できる形を構築することを目標に活動していただきます。

#### （2）観光マーケティング

効果的な観光関連データの取得と分析・活用により、最適な観光施策を企画していただきます。

#### （3）その他観光推進に関する各種支援

#### 4 募集人数

1名

#### 5 募集要件

次に掲げる①～④のすべてに該当しなければならない。

- ① 三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。）であること（ただし、入社後2年未満の者は除くものとし、企業等からの派遣の際現に本町の区域に勤務する者を除く。）。
- ② 6月以上3年以内の期間、継続して本町に派遣され、地域活性化、さらには地方圏へのひとの流れを創り出すことを目指し、地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながる業務に従事する者であること。
- ③ 派遣期間中の主たる勤務地が本町内にあり、以下の要件を満たす者であること。
  - ・毎月の勤務日数を対象期間として、本町の開庁日の半分以上で本町内の区域内において業務に従事すること。
  - ・派遣期間中の全期間において、本町の開庁日の半分以上を超えて本町内にて業務に従事すること。
- ④ 地域活性化起業人制度の趣旨に賛同し、地域活性化起業人を本町に派遣すること。

#### 6 派遣形態

派遣元企業の身分を有したままとする在籍派遣となります。給与等の支給、社会保険等、年次有給休暇の付与等は、派遣元企業の規定によります。

#### 7 派遣期間

6月以上3年以内。（ただし、当該負担金の予算成立を条件とします。）

#### 8 受入時期

令和7年4月から（具体的な受入開始月日は協議の上決定します。）

#### 9 費用負担

派遣社員に関する給与、賞与、諸手当、健康保険・厚生年金保険・雇用保険・

介護保険・労働災害補償保険の事業主負担分、及び退職金引当に係る相当額（以下「給与等相当額」という。）並びに派遣社員の派遣期間中の業務に係る旅費相当額（以下「旅費相当額」という。）は、負担金として、派遣元企業の請求に応じて本町が負担します。ただし、給与等相当額及び旅費相当額の合計額については、派遣社員1名つき年額金7,200,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とし、各年度において派遣受入期間が1年に満たない場合は、月の初日を基準日として月割により計算した額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

## 10 申込方法

以下の書類を作成し、持参、郵送又は電子メールで提出してください。メールの場合は、送信後、電話にてメールの着信の確認を行ってください。

### （1）提出書類

①阿武町地域活性化起業人申出書（様式1）

②企画提案書（任意様式）

業務内容の実施方針、派遣開始可能日、派遣可能期間、1月当たり派遣可能日数及び時間数、業務フロー図及び実施スケジュール、給与等相当額等を記載してください。

③派遣元企業の概要書（任意様式）

④派遣社員の職務経歴書（任意様式）

今まで在籍した会社、自分が配属になった部署、担当した仕事やプロジェクト、収めた成果などの職務経歴、活かせる知識やスキル、資格、免許等を記載してください。

### （2）提出先

阿武町役場まちづくり推進課 商工観光係

〒759-3622

山口県阿武郡阿武町大字奈古 2636 番地

TEL：08388-2-3111 FAX：08388-2-2090

MAIL：machisui05@town.abu.lg.jp

## 12 審査

本町及び事業関係者において審査し、書類審査及びプレゼンテーション審査の結果、総合的に優れた能力を有すると認められたものを当該契約の相手方となるべき候補者として選定します。

### （1）書類審査

①派遣元企業

概要書をもとに審査します。

②派遣社員

職務経歴書をもとに審査します。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

- ① 予定日時 申込書類提出者と調整。
- ② 場 所 申込書類提出者と調整。(オンライン可)
- ③ 審査時間 60 分以内とする。(質疑応答は除く。)
- ④ 留意事項

(ア) プレゼンテーションでは、提出した企画提案書に沿って説明を行うこと。ただし、パワーポイントの使用は可能とする。

(イ) 資料(企画提案書)、スクリーン、マイク、プロジェクター、延長コードは本町で準備する。その他必要となる機器(パソコン、レーザーポインター等)については、提案者が準備する。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、文書等で企画提案者に対し、通知する。ただし、審査結果についての不服申し立て等は、受け付けない。

13 その他

- (1) 地域活性化起業人の要件等の詳細は、総務省の「地域活性化起業人制度推進要綱」に定めるところによります。
- (2) 募集に対する応募に関する一切の費用は、派遣企業の負担とします。
- (3) 提出された申出書等の書類は返却いたしません。
- (4) 申出書等の審査内容及び審査経過は原則として公表しません。
- (5) 審査結果について、一切の異議申し立てを出来ないものとします。
- (6) 派遣社員の派遣及び従事する業務等必要事項については、別途協議のうえ協定書により定めます。